

(議事録)

福田部会長

ただいまから、第2回埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

9月7日の合同専門部会の労働基準部長挨拶でも御説明したとおり、12月1日改正・発効のためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめていただく必要がありますので、どうぞよろしく願いいたします。また、終了時刻については、もちろん十分な審議を行っていただくわけですが、会場の都合などもありますので、遅くとも12時めどで御審議をいただければ大変ありがたいと考えております。

では、本日の出席委員の状況について、事務局から御確認をお願いいたします。

賃金室長補佐

出席状況を報告します。

公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計8名です。以上です。

福田部会長

ありがとうございます。本専門部会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本専門部会は、会議は非公開、議事録を公開といたします。この会議の議事録は公開になります。

また、本専門部会の議事録の確認者をあらかじめ私から指名させていただきます。公益代表は私、福田が、労働者側は二階堂委員、使用者側は嶋田委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に配付資料の確認と説明を事務局からお願いいたします。

賃金室長

資料については、次第を開いていただきまして、資料目次がございます。資料目次のとおり、資料No.1からNo.4までとなっております。

No.1が、賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の内訳、輸送用機械器具製造業のものとなっております。

No.2が、最低賃金に関する基礎調査の結果の中の引上げ額・引上げ率・影響率の早見表となっております。

No.3が埼玉県の最低賃金、各特定最低賃金等の一覧も載せております。

No.4は、令和4年度第3回埼玉県最低賃金専門部会で配付した資料No.1が6月分までの数字でしたので、7月分を新たに更新したものとなっております。消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。消費者物価指数にはいろいろな数値があるのですが、この下の（注）1に記載のとおり、指数は「持家の帰属家賃を除く総合」の数字を取っておりまして、先日、第1回合同専門部会で配らせていただいた資料No.20、さいたま市の消費者物価指数の中の8ページに変化率が載っているのですが、その数字を取っております。

以上です。不足等がございましたら、後ほどお申しつけください。以上です。

福田部会長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、御質問等があれば、どうぞ遠慮なくお出してください。よろしいですか。

それでは、議題1、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定についてに入りたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、本日は部会長報告をまとめることを予定しておりますので、どうぞ円滑な審議に格段のお力添えをよろしくお願いいたします。

まず、本日の協議形式でございますが、昨年度は3者同時に全体協議からスタートして、行けるところまで行ってから個別協議にさせていただいていたんですけれども、今年度もこういった進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

福田部会長

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

では、全体協議に入らせていただきますが、まず、労側から現時点での御主張を聞かせていただけますか。

二階堂委員

それでは、本日はよろしくお願いいたします。

労側から、過去の特定最低賃金の審議状況ということで、3点ほど挙げさせていただきます。平成28年以降の地賃は政府の「早期に1,000円」、「3%への引上げ」などの方針を受けて、25円から28円と、春闘や経済状況を踏まえて引上げがされる中、特定最低賃金については、過年度の経過状況や春闘での引上げ率をベースに経済・企業実態を捉え、審議・結審がされてきました。

埼玉については、昨年、特定最低賃金審議会後に公労使で話し合いを重ねて、特定最低賃金は埼玉県の経済や産業のためにも必要というふうなスタンスから、必要性審議、金額に対しての申合せを3月に行った。金額については、これまでの賃上げ状況と鉱工業生産指数などの経済指標に加えて、地賃の引上げ額を目安に加えることを申し合わせ

たという状況になっています。

今年の輸送用機械器具を取り巻く状況ですが自動車の生産は、海外でのロックダウンによる部品供給課題や半導体の不足などの影響により、生産計画を下回る状況が続いています。2020年につきましては、部品供給課題と新型コロナウイルス感染拡大ということで、かなり生産が落ちてきたという状況、2021年につきましては挽回の傾向、本年度については海外のロックダウンの影響で部品の供給課題があるということで、生産についてはマイナスしている状況です。

しかしながら、今年8月までの時点のディーラーのバックオーダーが埼玉県内に何台あるかということを確認させていただきました。

全社のバックオーダーの台数が確認できなかったが、確認ができた5社のバックオーダーからいきますと、トータルで4万1,514台が8月時点でまだ残っているということで、確実に需要がある状況です。ほかのまだ確認が取れていないところにつきましても、バックオーダーを抱えているという状況を聞いておりますので、さらにこれ以上のバックオーダーがあるという状況で、納車には3か月、4か月、車種によってはもう1年ぐらい待たなければいけないような状況で、お客様の需要はあると捉えております。

また、賃金引上げについてということでは、2022年春季生活闘争での集計ということでは、連合の賃上げ率は2.09%となっております。

輸送用機械器具でいきますと、メーカーまたは車体部品といったところでいきますと、メーカーは2.09%の賃上げ、これは連合全体の賃上げ率と同等の賃上げ率という形になっております。車体・部品につきましては1.75%の賃上げ率という状況となっております。これは自動車メーカーだけになっていきますけれども、JAMさんでいきますと……。

町田委員

2.22ですね。全体よりも高いというのは、JAMでは人手不足で、賃金を上げていかないとなかなか人が集まらないということで報告を受けておりますので、その辺はぜひ共有いただければと思います。

二階堂委員

ありがとうございます。こちらのJAMさんも自動車もそうですけれども、春闘の交渉につきましては、2021年11月から2月末までの取りまとめということで、今年の春闘では、現在の物価上昇率が加味されていない賃上げというふうに我々としては受け止めております。

そのようなことから、今まで報告させていただいた内容を踏まえての引上げ額の根拠となります。今年の特定最低賃金の引上げということでは、まずは春闘結果と直近の物価上昇を考慮することと、今後の輸送用機械器具の特定最賃を残していく必要があるということのを考慮

すれば、賃上げ率、こちらは春闘の賃上げ率でいくと 2.09%プラス、今回、物価上昇の 3.2%を足して 5.3%と、5.3%程度の引上げが考えられる。こちらは金額でいくと 52 円での根拠を持って検討してきました。

このような状況の中で、令和 4 年度の地域別最低賃金の引上げといったところでは、今回の地賃の引上げ率については 3.24%となっていることから、こちらを加味して 33 円の引上げが必要と考えました。

しかしながら、今回の企業内最低賃金で最も低い額が時給額換算で 1,013 円となっております。この 1,013 円の中になりますけれども、今日配付資料の No.1 にあるのですが、月額金額の 16 万 4,000、これは 10 番目のところになります。16 万 4,000 円という月額と、所定労働時間が 161.89 で、こちらで時間給にすると、本来で言えば 1,013.03 円ということになって、こちらは上に書いてある小数点切上げとなっているのですが、規定の中で超えてはならないということで、ここだけ切下げという形で今回は提示させていただいているという状況となっております。

これが、特定最賃のルールで申出を行った協定額の改定が必要になる時給額を超えることはできないということで、その上限となる 23 円の引上げが必要と考えております。今後の輸送用機械器具の特定最賃を考えると、23 円未満の引上げはないと考えております。昨年の地域別最低賃金と特定最賃では 4 円の差が縮まってしまったということになっております。本年についても 23 円の上げ額を今回要請させていただいて、1,013 円ということになって 23 円アップの主張と考えておりますので、ぜひこちらをお願いしたいと思っております。簡単ですが、以上になります。

福田部会長

ありがとうございました。

それでは、今の労側の御説明に対して、使側の方から御質問なり、御意見なりがあれば、まずそこから承りたいと思います。嶋田委員、どうぞ。

嶋田委員

確認ですけれども、最も低い労使間協定が 1,013 円とありましたが、割り算をすると 1,013.03 になるわけですね。そうすると、特定最賃が仮にここにありますが 1,013 円であれば、労使の申合せを超えていないということですのでよろしいわけですね。

二階堂委員

そうです。

嶋田委員

分かりました。ありがとうございます。

福田部会長

ほかに。どうぞ、金井委員。

金井委員

物価上昇率という部分の数値ですが、今ここで言われている物価上昇、労側で 3.2%という数字を出されていて、確かにその数字はありますが、この 3.2 は、国際基準で見た場合の生鮮食料品とかエネルギーも込んだ状態のものになってしまっているんですね。国際標準上で言うとコアコア CPI というもので、それを除いたものが基本的に物価上昇率という見方をしていますが、日本のメディアはその辺を一緒にしているところがあって、だから日銀とアメリカの連邦、FRBとで見解が全然違っているところがあります。私、そこはミスリードしてほしくない。コアコア CPI で言うとそれほど物価は上がっていません。

だから日銀はまだ緩和策を継続するという形になっています。そうはいっても、エネルギー費がとんでもないことになっていることは注視しなければいけないけれども、それは結構スポット的な部分もあるものですから、経営という概念で見た場合に、何でもかんでもひっくり返した形で「物価が高くなっているから大変だ」というのはよろしくない。経営側としては、今の日銀がやっている緩和策を支持する立場で言うと、物価は確かにエネルギー費や生鮮食料品自体が高くなっていて、大変だというのはありますが、それはスポットじゃないかと思っている部分が強いです。

そうなったときに我々としては、物価上昇はそこまでは高くなくて、コアコア CPI で言うと 1%行くか行かないかというふうに捉えているところがあると。賃上げ率 3.24%という全体のものがありますが、それでも高いかな、その辺が使側としては上限かという感覚を持っています。

二階堂委員

3.24 が上限ということですか。

金井委員

そうです。物価を勘案したときに、3.2 よりも高いのではないかと、或いは逆に、2.何%が妥当ではないかという感じがしている経営もあるところがあるので、この場では論議はしませんけれども、そこはぜひ労側と経営で違う場で論議していただいて、お互いに納得するところは納得するというところで捉えていただきたいと思っています。個人的にはあくまでもエネルギー費と生鮮食料品の部分はスポットじゃないかと。それを国際基準では一緒にはしていないので、日本は何か区別しないでメディアが報道していますけれども、そうじゃないから日銀は緩和策をそのまま継続していると我々は理解しているところがありますので、その差は縮めていかないといけない論議になっていくと思います。ただ、ここで言われていることについては分かりましたと。細目の数字は置いておいても、考え方としてはそうですねとい

う感じでございます。

福田部会長

金井委員の御意見に対して何かあれば。

ちなみに事務局で、中央で物価の問題をどう扱っているかとか、何か補足的に紹介いただくようなことはありますか。今日も最後に埼玉が3.2なんだという資料を出していただいているけれども、もし何かあれば、特になければもちろんいいのですが。

賃金室長

特段ございません。

福田部会長

確かに最低賃金というと、物価のことは考えざるを得ないですよ。

金井委員

そうなんです。

福田部会長

ただ、金井委員は何を物価として考えるのかという御議論だと。

ありがとうございます。それでは、今度は使側から発言をいただけますか。

嶋田委員

資料を使いながら説明を申し上げたいと思います。こちらの2ページ目を御覧いただき、業況判断でございますけれども、これが日銀短観の数字が業況判断として出てきておりまして、上から4行目に「輸送用機械」と書いてございます。6月の現状ですと、DIがマイナス26で、良いから悪いを引いたところのDIでございますけれども、それで9月の予想がマイナス3で、改善傾向にあるということだと思っております。産業天気図が昨日、日経にも出ておりましたけれども、挽回生産ということで、今後プラスサイドを見込んでいくということが出ておると思っておりますが、ただ足元を見ますと、マイナス26ということで、他業種から見ても業況としてはあまり良くないということで、産業天気図も雨になっていたかと思っております。それが日銀の短観の現状です。

その左下を御覧いただきますと、埼玉県と同じような企業経営動向調査というのがありまして、一番下を御覧いただくと、4-6でマイナス42、7-9でマイナス16.3ということで、先ほど御説明がありましたけれども、自動車メーカーさんの減産が続いていて、半導体不足と中国のロックダウン等でかなり悪くなっている状況で、今後は挽回生産等ということですが、ちょっと見通せないかなというところでマイナス16となっており、これが埼玉県の状況かと思っております。それで、その右側にぶぎん地域経済研究所が同じような調査をやっておりますが、足元でマイナス75、7-9がマイナス38ということで、業況的にはマイナスが先行しているのかと考えて

おります。

その次のページを御覧いただき、企業業績動向が出ておりますので、これを御覧いただきますと、下から2つ目の段に「輸送用機械器具」と書いてあります。4-6のところ、前年同期比の上限率でございますけれども、中小企業で見ますと、売上高はマイナス7.75%、営業利益に关しましてはマイナス128.55%ということで減収減益という状況で、特殊な要因だとは思いますが、ボトルネックがあつてのバックオーダーは抱えているということだと思ひますが、足元はこういった状況でございます。

それから、次のページを御覧いただきますと、埼玉県の鉱工業生産指数の動向が書いてございます。右から2つ目のコラムに輸送用機械がございませぬけれども、22年の4-6は59.6ということで、前年同期比プラス3.8ですかね。それから年間を通しますと、その下にありますが、2021年の平均が59.8ということで、2020年に比べるとマイナス1.5になっているという状況でございます。

ということで、輸送用機械のデータのイメージを何となくおつかみだけたかと思ひませぬけれども、このデータの下、使側といたしましては、昨年度が24円の引上げで990円になっているわけですが、昨年度24円の引上げ額をベースに、年間比較の鉱工業生産指数を見るとマイナス1.5となつており、昨年度24円に1.5%を1から引いた0.985を掛けてあげると、ほぼ24円になりますが、使側といたしましては24円を引上げの目安といたして、スタートをそこからと考へております。

ただし、労側からも最後にお話ございましたとおり、協定書の最低金額1,013円は超えられないということだと思ひます。ということで、1,013円と昨年の990円の差額、プラスの23円、率にすると2.32%になるでしょうか。別の要因から1,013円を目安とするという形にしたいと思つております。

ということで、事業者の支払い能力も当然重要な項目として考へていかなければいけない。そういった意味では、マクロの数字を説明したわけですが、ただ、埼玉県の新規の求人数のデータを見ますと、輸送用機械は結構増えてきています。ですから、ある程度の金額をきちつと提示していかないと、今後についても人が集まらない事象が起きてしまうということだと思ひますので、そういったことを勘案しながら最低の協定金額を超えられないということで、1,013円からお話ししたいと思つております。昨年と同じような感じで、数字が少し逆転現象的なことは起こるのですが、説明の中身とすると、我々とするそういう要因を考へての24円ということになります。以上でございます。すみません、長くなりました。

福田部会長

ありがとうございました。

それでは、今の嶋田委員の御説明について、労側から御質問なり、御意見なりがあれば出していただければと思います。町田委員。

町田委員

もう一度聞くと、24 円が昨年と同様というところの根拠については、マイナス 1.5 という。

嶋田委員

そうですね、それは分かりにくかったかもしれませんが、年間比較の鉱工業生産指数はマイナス 1.5 になっておりますので、100 からそれを引いていただいて、98.5 を昨年の引上げ率 24 円に掛けるということです。そうすると、おおむね 24 円になってしまいますが、一応根拠としてはそういう形で考えております。使側としては、ほかの業種との足並みもそろえまして、ベースをそろえながらお話しさせていただいているという状況でございます。

福田部会長

おっしゃりたいことは今ここでぜひおっしゃってください。

嶋田委員

私から発言させていただいていいですか。特定最低賃金の趣旨ということを見ると、「企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完し」と書いてあります。つまり当然ですけれども、協定を最重要として尊重して補完するという位置づけでよろしいですね。

二階堂委員

はい。

福田部会長

町田委員、どうぞ。

町田委員

あと 1 点。これは主張というより共有したい部分ですけれども、先ほどの説明で新規の求人数が増加している中で、賃金を上げていかなないとなかなか求人ができないよというのは、まさにそうだろうと思いますし、我々、特に私の会社はエンジン部品を製造している関係で、離職者も多いんです。そういう中で、離職する方が違う業界に出ていくという傾向も結構あるので、自動車業界をどうしていくかというところに対して優秀な人材をとということで、賃金は大変重要な要素になってくるだろうと思っています。経営側もそういったことは重々承知だと思いますけれども、賃金の重要性というのは、我々としても、人を採用する上では大変重要なファクターになってくると思っていますので、ぜひそういうところは御理解いただければと思っています。

嶋田委員

新規の求人倍率は、これは埼玉労働局さんからの資料の中にありま

すが、直近で7月分は2.08倍になっています。新規求人数が増加した主な産業の中で製造業は21.5%増えている。その製造業の中でも食品製造業と輸送用機械器具が入っています。こういう生産が若干抑えられている中でも、新規の求人が結構出てきているのかと思っています。

そういう意味では優秀な人材を確保するためにも、しっかりとした賃金水準を維持しておかないと、それこそ他業種に流れてしまうということにも、魅力が薄れてしまうのかとも思います。

福田部会長 それは特賃に人材確保の機能が期待できると考えられる部分があるという意味だというふうにとらせていただいていいのでしょうか。

嶋田委員 どうでしょう。特に高卒の方の新規の賃金水準というのは、そういったところからも決まっていくのではないかと思いますので、特賃の金額をベースに、ある程度若い人のところから取ってくることも必要なのではないかと思います。そういう意味では、特賃にもそういう機能があるのではないかと思います。

福田部会長 ほかにいかがでしょうか。

塚越委員 そうですね。今、私の会社では派遣社員が相当な数いますが、派遣社員もなかなか人が回ってこないという現象が出ているのですが、派遣業界もどんどん単価が上がってくるという状況で、今だと一番安くても2,000円ぐらい、高いところだと2,500円、2,600円と。現場で働く、本当の肉体労働の部分でもそのぐらいの金額になっています。この最賃から見ると、おかしな現象が起こっているんですけども、派遣社員もそうやって単価を上げていかないともう来てくれないという状況が出ているので、先ほど出た高卒の初任給も高くしていかないと、人材が確保できなくなるのかというのがあります。人材が減っている中ですので、上げていくことは必要になってくるかと思いますが、協定とのしがらみがあるので難しいところです。

福田部会長 なるほど。榎本委員、いかがでしょうか。

榎本委員 今、労側の主張の中にも入れさせていただいたとおり、今後のバックオーダー、また需要の回復が見込めるところも重々主張させていただきたく、また、今現在の自動車業界、輸送用機器業界ともに大変厳しい状況は理解しております。輸入のいろいろな部品も高くなったり、また半導体、その他の不足が大変厳しいのも重々理解して

おりますが、先ほど嶋田委員からのお話にもありましたとおり、特定最賃の趣旨として人材の確保、これからの高校卒業生への魅力向上とかそういうことを考えますと、このところでしっかり、今プラス将来につながる取組として、ぜひお話を進めさせていただきたいと思っております。

そのような中で今は、離職率、新しい人が入ってこない、大変厳しい状況であります。そういうところもありながらも、輸送用機械の業界の魅力向上につながるような論議にしていきたいと思っております。

その中での質問ですけれども、今の輸送用機械は、天気予報でも雨だというお話がありましたが、バックオーダーを抱えている、私たちはこれから晴れになるのではないかと思っているんですけれども、使側としては、この御判断、これから少し曇り、晴れになるのか、また雨が続くのか、御印象をお聞かせいただければと思います。

福田部会長 お願いします。

金井委員 従来ですと、希望的観測で晴れになるだろうというような予測でもって、それに基づいた経営をやってきた経緯がございます。それはよくなかったということで反省しているところで、今後、土砂降りになろうが嵐になろうが、雇用を守って会社を守る経営って一体どういうことかということを、今、練っているところです。今までは希望的観測という部分で、結構右肩上がりの昔の時代を彷彿させながらの形でもって経営をやってきたところがあります。特に我々の部品会社で言いますと、カーメーカーのばら色のような計画を信じて疑わないと。直近になったところで減産になると交渉して、少しでも保障してもらおうというようなやり方をしてきました。それでは、駄目だと。ある程度予測というものは、お客様もすることだけでも、我々もちゃんとやっていかなければいけない。そのときに今の足元を見たときには非常に厳しい、でも、厳しい中でどうやって従業員の雇用を守って、会社を守るかという経営のシフトが変わってきています。

ということは、どういうことかという、労側の皆さんとも個別の職場でいろいろと話をさせていただくんですけれども、従来どおりやっていただいた生産性向上をもっと進めていくということ。それから、魅力ある産業界って一体どういうことなのかということ、労使で一体となって考えていかなければいけないということですね。

昔はトップダウン方式という部分がありました。かつて私がいた某企業もトップダウンでやっていましたけれども、今はもうそうい

うのは流行らないんです。逆にボトムアップ型で。従来の仕事だって、偉い人がそんな細かい商品企画とかをやってきたわけではなくて、基本的には労側の、組合員の元気のいい、威勢のいい若い人たちが上げてくれた企画を会社としてバックアップして、それを実現して、それが収益になってきたというやり方だったじゃないですか。それをもう一回リバイバルしてやっていくということしかないんです。

だから、メディアは雨とか書けばよいのです。私たちは報道に左右されることなく、しっかりと根元を携えた経営って何かということを考えて、自分たち労使でしっかりと自分の工場と会社を守り抜くという、そのやり方しかないのです。それは物づくりで言うと、今までどおりの原価低減って一体どういうことなのということと、それから、どういう技術がこれから世のため人のためになるかという開発力です。そこに投資するお金をどうやって捻出するかというのが経営の課題で、そこにしっかりとアイデアを出して、労の皆さんと協議した上で反映していくということだと思います。だから、土砂降りであろうが、晴れであろうが、それはそれぞれの個別の企業の労使協議の中で決めていくことだと思っています。

経営の責任は当然あります。その経営の責任でどう持っていくかです。だから今回のように、ある意味では高卒の初任給の一つの指標になるこの最低賃金は大事ですから、これはおろそかにはできない。ただ、それだけではないということです。魅力ある職場と、未来永劫存続できる産業にするためにはどうするかということは、労使とともに考えさせていただくということなので。

そういうことと言えば、ミクロの部分で言うと暗い部分もいっぱいありますが、マクロの部分で言えばいっぱい未来があります。空飛ぶ自動車を造ったり、カーボンニュートラルで我々の生活をもっと便利にするとか、いっぱいあるじゃないですか。組合員の皆さんの中にはそういう発想をいっぱい持っている人がいますよね。そういった発想を大事にして、全ての産業にそうですけれども、特に輸送用機器はモビリティですから、大いに期待して、羽ばたけばよいのではないのでしょうか。その羽ばたける状況、環境を整えるのが経営の責任、使側の責任だと思っています。ある意味では晴れですよ、晴れ。そういうふうに思うしかないじゃないですか。以上です。

福田部会長

ありがとうございます。いろいろ御意見を出していただいて、ありがとうございます。せっかくなので、この機会に言っておきたいということがあればいかがでしょうか。

二階堂委員

自動車産業は100年に一度の大転換期に突入し、新技術が本当に求

められるところで、生産性の向上と、また人への投資ということがどうしても切っても切れないと思っています。未来永劫ではないですけれども、新技術、また自動車産業を盛り上げていくものに関しては、こういう人材確保は絶対に必要なものと思っています。

そういうことで特定最低賃金、特に若年層のところですが、自動車業界でいくと若年層で結構低い状況にあるかと思imasので、そこをしっかりと手当して、人のモチベーションを上げると企業にもプラスになっていくと思っていますので、今後も最低賃金のところはしっかりと議論して、産業の魅力づけ、またモチベーションの向上といったことを、今後も公労使の中でしっかりとこういう議論ができれば、本当に自動車産業の魅力向上につながっていくと思います。

今は本当に厳しい状況というのは我々も同じように捉えておりますけれども、ここを乗り越えるためにはそういうところも含めてやっていかなくてははいけませんし、我々としても、生産性向上ということに取り組んでいかないとはいけません。そこについては今後もいろいろ議論させていただければと思っています。

福田部会長

ありがとうございます。若者の人材確保というようなところでは、共通認識があるような感じがします。せつかくの機会ですので、ほかにおっしゃっておきたいことがあれば。

それでは、この辺りで個別協議に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、差支えなければ労側から始めさせていただきたいと思imas。

(休 憩)

福田部会長

お待たせしました。それでは、部会を再開させていただきたいと思imas。

労使各委員の円滑な結論の取りまとめに御協力をいただき、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。令和4年度の埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金は、引上げ額 23 円、お手元の資料No. 2を見ていただきますと、引上げ率が 2.32%の時間額で 1,013 円とすることで結論に至ったということですのでよろしゅうござimasか。

(「異議なし」の声あり)

福田部会長

ありがとうございます。

それでは、採決に入ります。令和4年度の埼玉県輸送用機械器具製

造業最低賃金は、時間額 1,013 円、発効日は法定どおりとするについて、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

福田部会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。
それでは、部会長報告書（案）を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書（案）配付)

福田部会長 それでは、部会長報告（案）について、事務局から読み上げをお願いいたします。

賃金室長 案、令和 4 年 9 月 27 日、埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹殿。埼玉地方最低賃金審議会、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、福田素生。

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和 4 年 8 月 3 日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たって専門部会の委員は下記のとおりである。

記、公益代表委員、小山彰、土屋直樹、福田素生。労働者代表委員、榎本一也、二階堂祐輔、町田克則。使用者代表委員、金井浩、嶋田昌美、塚越保雄。

別紙、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者。

(2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。

- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,013円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、法定どおり。

福田部会長 ただいま事務局から、部会長報告書（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

福田部会長 ありがとうございます。原案のとおり部会長報告書が承認されましたので（案）を消していただき、本審議会に提出することといたします。

部会結審に対して、労働基準部長より御挨拶があります。

労働基準部長 部会長報告の取りまとめに際しまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

まずもって、労使の各委員の皆様方には、限られた時間の中での慎重審議に厚く御礼申し上げたいと思います。また、公益代表委員の皆様方には、部会長報告の取りまとめに際しまして御尽力を賜りました。感謝を申し上げたいと思います。

この後、事務局におきましては、この部会長報告を来る10月3日の本審のほうに全ての特賃の部会報告を提出しまして、答申をいただく予定にしております。その後、所要の経手を経て、11月1日付の官報に改正決定の公示をし、来る12月1日木曜日の改正発効を目指して、事務手続を進めてまいりたいと思っております。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

福田部会長 それでは、議事（2）はその他でございます。まず、労側委員の先生方から何かございますか。

二階堂委員 それでは、私から何点かお話しさせていただきたいと思います。全会一致での採決ということで、本当にうれしく思っております。先ほど来からお話しさせていただいているように、この特定最低賃金で輸送用機械器具の優位性というところについて、今後、ここはしっかりと審議していくことが必要だと思っております。その中では、企業内最低賃金に関しては労側でもしっかりと取組を、多分、個社の、個々の労使関係での議論にはなるとは思いますけれども、労側としても春闘の場ではなく、いろいろな場面で労使の関係を築いていただいて、そこ

の必要性、特定最低賃金との関わりをしっかりと話しできるような環境になると、非常にありがたいと思っています。

労側は労側で、使側とのコミュニケーションをしっかりと図って、企業内最低賃金を上げて、この特定最低賃金の議論の中で優位性を持つように進めていきたいと思っておりますので、できれば使側の皆様におかれましても、どこかの場でいろいろな経営者とお会いすることがあるかもしれませんので、特定最低賃金の重要性、必要性というのを雑談程度でも構わないですから、ぜひお話していただければありがたいと思っています。

自動車産業というのは裾野が広い産業だと思っていますので、ここで輸送用機械器具がしっかりと取り組むことによって、他の産業にも波及していくと思っていますし、人への投資といったところでは、優秀な人材確保のためにはこの優位性を保たなければいけないと思っていますので、また来年も、特定最低賃金の審議会場でしっかりと議論ができるように我々も取り組んでいきたいと思っております。今後ともよろしくお祈りいたします。

福田部会長 ありがとうございます。使側からも承りますが。

嶋田委員 輸送用機器は埼玉のリーディング・インダストリーであり、特賃のレベルという部分ではしっかりと優位性を持っていきたいというか、いくべきだろうと考えます。また、優秀な人材確保のためにも必要だと思っています。個別企業の労使間の話の中では、経営の根幹に関わるような部分でありますので、突っ込んで話をするのはなかなか難しいと思っておりますが、特定最低賃金の重要性・必要性という観点からは、機会がありましたら、場合によってはお話ができるのかもしれませんが、
来年の審議については、地賃との格差が小さくなってきておりますので、この部分について事前にいろいろ検討というか、動いていく必要があるのではないかという気がしております。できるだけ人材確保をするためにも、また優位性を確保するためにも、そういう動きが必要かもしれないと個人的には思いました。

福田部会長 個別の労使協議でという嶋田委員のお話はとてもよく分かります。できる範囲でお力添えいただければ大変ありがたいので、金井委員、塚越委員にも勝手ですけれどもお祈りを、単なるお祈りですが、しておきたいと思っております。

金井委員 まさに特定最低賃金を上げるかどうかというのは、それぞれ個別の企業の総合力だと思っています。ですので、確かに経営側と労働側で、協議会というような形でもってぎっくばらんな意見交換会をやること

は重要だと思っています。

ただ、今、福田先生がおっしゃられたように、それだけではなかなか難しいところもあるでしょうから、埼玉には経営者協会もごさいますし、あるいは埼玉経済同友会という提言・政策を実現するという心強い経営者の皆さんの集まりもありますので、そういったところでも、話題にして論議ができるよう私も努めていきたいと思っています。私どももぜひ意見交換をさせてもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

福田部会長 ありがとうございます。とてもいい御発言をいただいたように思いますけれども、よろしいでしょうか。

二階堂委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

福田部会長 それでは、ほかに事務局から何かありますか。

賃金室長 今後の予定について申し上げます。

先ほど部長からも説明があつて繰り返しになるのですが、10月3日午前9時30分から、本審の委員に御出席いただきまして、第7回本審を14階雇用保険説明会場で開催する予定です。この本審において、各部会報告を一括審議していただきます。その結果、答申をいただきますと、異議申出の公示を行い、異議申出があった場合は10月19日に異議審を開催し、再審議を経まして、11月1日に改正決定の官報公示を行い、効力発生日は12月1日木曜日となります。以上です。

福田部会長 ありがとうございます。

それでは、もし何もなければ、本日は以上をもちまして第2回輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会したいと思います。

貴重な御意見、本当にどうもありがとうございました。

— 了 —